

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

| | |
|------------|---|
| 担 当 課 | 健康福祉部 長寿推進課 |
| 委託業務番号 | 令和4年度 長長第1006号 |
| 委託業務名称 | 在宅医療・介護連携推進事業 |
| 委託業務場所 | 長浜市宮司町1181番地2 |
| 業務の概要 | 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療と介護団体が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築する。 |
| 履行期間 | 令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 |
| 契約年月日 | 令和4年4月1日 |
| 契約額(税込) | 5,332,000円 |
| 契約の相手方 | [所在地又は住所] 長浜市宮司町1181番地2 [商号又は名称] 一般社団法人 湖北医師会 |
| 契約相手方の選定理由 | 平成27年度から、長浜市と米原市は長浜米原地域医療支援センターに「在宅医療・介護連携推進事業」の一部を委託している。長浜米原地域医療支援センターは、湖北医師会、湖北歯科医師会、湖北薬剤師会、訪問看護ステーション連絡協議会の4者が構成団体となり、コーディネーター及び相談員を配置し、事務局業務は湖北医師会が担っている。 湖北医師会は地域住民のための良質な保健・医療の提供を方針としており、公共的な団体であり、センター事務局業務を担っている湖北医師会に業務を委託する。 |
| 根拠規定 | <p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印）</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p> |